令和８年１０月３日

保護者・地域住民　各位

学校法人 信愛学園理事長　服部泰啓
浜松学芸高等学校長　小川知伸
同　　中学校長　森　真人

学校と保護者・地域住民等とのより良い関係構築へのご協力について（お願い）

拝啓　時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。日頃より本校の教育活動に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和８年１０月１日より、「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」の改正により、いわゆる「カスタマーハラスメント」への対応が、学校設置者を含む事業主の義務として新たに位置づけられました。これを受け、文部科学省では厚生労働省の「カスタマーハラスメント防止指針」を踏まえ、「学校と保護者・地域住民等とのより良い関係構築のためのガイドライン」を策定いたしました。

本校といたしましても、このガイドラインを踏まえ、保護者や地域住民の皆様とのより良い関係を築いてまいりたいと考えております。つきましては、下記のとおりご案内申し上げますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

１．学校と保護者・地域住民の皆様との関係

学校と保護者や地域住民の皆様は、いずれも生徒一人一人の健やかな成長を支える大切なパートナーです。本校は、保護者や地域住民の皆様と更なる連携・協働を推進し、教育活動の一層の充実のために引き続き相互の信頼関係を築いてまいります。日頃のご意見やご要望、ご相談につきましては、今後も真摯に向き合ってまいりますので、どうぞお気軽にお寄せください。

２．「社会通念上許容される範囲を超えた言動」について

保護者や地域住民の皆様から寄せられるご相談やご要望の中には、内容や伝え方、頻度等によっては、学校における通常の対応の範囲を超え、教職員の就業環境を害するおそれのある言動が含まれる場合があります。こうした「社会通念上許容される範囲を超えた言動」に対しては、学校設置者として教職員の就業環境を守るため、必要に応じて組織的に適切な対応をすることが国のガイドラインにおいて求められています。

※ なお、カスタマーハラスメントに該当するかどうかは、特定の表現や一度の申し出だけをもって判断するものではありません。言動の目的、行われた経緯や状況、態様・頻度・継続性、教職員の心身の状況、相手方との関係性などを踏まえ、総合的に判断いたします。また、学校に対する正当なご意見・ご要望・ご相談までお控えいただくものではありません。教育活動や学校運営についてのご意見等は、本校にとって大切なものであり、今後も真摯に受け止めてまいります。

３．保護者・地域住民の皆様へのお願い

学校と保護者・地域住民の皆様がより良い関係を築いていくため、ご相談・ご意見をお寄せいただく際には、下記の点についてご配慮くださいますようお願いいたします。

項目	内容
適切な表現・声量	大きな声を出したり、怒鳴ったりする行動はお控えください。
適切な時間内のご相談	ご相談やお問い合わせは、学校が定める受付時間内にお願いいたします。電話・インターネット等を利用した連絡や面談で過度に長時間、複数回にわたるご相談はお控えください。なお、緊急性のある事案等については、この限りではありません。
適切な要求	学校には、法令や教育上の方針、人的・時間的な制約等により、対応できることとできないことがあります。ご要望の内容によっては、ご希望に沿うことができない場合がありますので、あらかじめご了承ください。
SNS 等での拡散	教職員や生徒の人格やプライバシーを侵害する内容、事実と異なる情報、個人を特定できる情報等を SNS 等へ投稿することはお控えください。

４．おわりに

学校といたしましても、教職員一同、保護者・地域住民の皆様との対話を大切にし、いただいたご意見・ご要望には真摯に対応してまいります。生徒の健やかな成長のため、今後とも変わらぬご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

＜本件に関するお問い合わせ＞

浜松学芸中学校・高等学校　副校長・教頭

電話：０５３－４７１－５３３６

受付時間：平日　午前９時～午後５時